

高収益型畜産体制構築事業実施要領

制定
25生畜第2171号
平成26年3月24日
農林水産省生産局長通知

最終改正 平成27年4月9日 26生畜第2043号

第1 趣旨

高収益型畜産体制構築事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、高収益型畜産体制構築事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業内容

実施要綱第2の本事業の具体的な内容は次に掲げるものとする。

1 畜産クラスター実証支援事業（以下「実証支援事業」という。）

（1）検討会の開催

地域の畜産関係者等の連携・協力による収益力の向上の新たな取組の成果の実証及び実証された成果に基づく畜産クラスター計画の作成のための検討会の開催

（2）先進地域等の調査

畜産クラスターの先進地域等の調査

（3）畜産クラスターによる収益力向上に向けた取組の実証

収益力の向上に向けた新たな取組を実証するために行う調査、分析、畜産物加工、簡易なほ場整備等の実施

2 畜産クラスター全国推進事業（以下「全国推進事業」という。）

（1）推進会議の開催

畜産クラスターの取組を全国に推進するための方向性や課題を抽出し、対応方策等を検討する推進会議の開催

（2）国内・海外事例調査

畜産クラスターの取組を全国に推進するため、国内及び海外の優良事例の調査並びに対応方策等の検討

（3）畜産クラスター普及活動員の養成

各都道府県ごとに畜産クラスターの普及を行うことができる活動員を養成するための研修の実施

（4）各ブロック単位での畜産クラスター普及活動

全国の各ブロック単位での畜産クラスターの取組を推進するためのセミナーの開催

（5）畜産クラスターに係る全国出張指導・普及推進

地域で畜産クラスターに取り組む者の求めに応じて、畜産クラスターの取組に知見を有する専門家等の派遣

（6）畜産クラスターに係る情報交換

- 畜産クラスターに取り組む全国の関係者の情報交換等の実施
- (7) 中心的な経営体の育成の推進
畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体を育成するための研修等の実施
- (8) 畜産クラスターに係る全国実態調査
畜産クラスターに係る取組を全国で推進するために必要な調査、分析、情報発信等の実施

第3 成果目標

実施要綱第7の成果目標は、別紙様式第1号の事業実施計画により設定するものとする。なお、成果目標は地域ぐるみで収益力を向上させる取組により期待される高付加価値化、生産性向上、生産基盤強化、販路拡大等の定量的な指標を設定するものとする。

第4 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第8の1に基づき、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、実証支援事業については地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、全国推進事業については生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 実証支援事業の事業実施主体が1の事業実施計画を提出するに当たっては、事業実施主体が所在する都道府県知事の意見を聞くものとする。
- 3 実施要綱第8の3の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 助成額又は事業費の3割を超える変更
- 4 実施要綱第8の4の生産局長が別に定める交付決定前に事業着手する場合にあっては、事業実施主体は、本事業の内容が的確となつてから、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第2号）を実証支援事業については地方農政局長に全国推進事業については生産局長に提出するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

第5 事業実施主体及び事業実施計画の審査

- 1 実施要綱第8の2の審査基準のうち実証支援事業に係る基準は次に掲げるものとする。
 - (1) 事業内容の妥当性
 - ・事業内容が、地域の収益力向上につながる事業内容となっているか。
 - ・協議会に参画するすべての畜産関係者等の利益となるものであるか。
 - (2) 事業計画の妥当性、効率性
 - ・成果目標とされる指標は適切であるか、目標値は適切であるか。
 - ・成果目標以外の事業効果は適切なものであるか。
 - ・手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。
 - ・事業効果の達成のために、日程、作業手順、資材費等が効率的であるか。

- (3) 事業実施体制の妥当性
 - ・協議会等の組織及び体制が、事業実施のために適切なものとなっているか。
- 2 実施要綱第8の2の審査基準のうち全国推進事業に係る基準は次に掲げるものとする。
 - (1) 事業執行体制の妥当性
 - ・事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制が適切であるか。
 - (2) 事業執行方法の妥当性
 - ・取組内容、執行手法は明確であるか。
 - (3) 事業計画等の妥当性
 - ・事業実施計画等が適当であるか。
 - ・事業実施計画等の的確な策定（事業内容、事業費等）及び事業実施・点検の進め方が適切であるか。
 - (4) 補助金管理体制の妥当性
 - ・会計規程の整備及び執行体制が適切であるか。
 - ・現在の財務状況が適切であるか。
- 3 公募時に承認を受けた事業実施計画については、実施要綱第8の2の承認を受けたものとみなすことができる。

第6 助成

1 補助対象経費

実施要綱第9の助成の対象となる経費は、本事業に直接必要な別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第10に基づき、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別紙様式第3号により事業実施状況報告書を作成し、実証支援事業については地方農政局長に、全国推進事業については生産局長に報告するものとする。

第8 事業成果状況の評価等

- 1 実証支援事業の事業実施主体は、実施要綱第11の1に基づき、実施要綱第7の目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第4号により事業成果状況の評価書を作成し、地方農政局長に報告するものとする。なお、事業実施年度の翌年度から目標年度までの年度においては、各年度の7月末日までに、成果目標に関する取組の状況を別紙様式第3号に準じて地方農政局長に報告するものとする。
- 2 全国推進事業の事業実施主体は、実施要綱第11の2に基づき、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第4号により事業成果状況の評価書を作成し、生産局長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この改正以前に実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この改正以前に実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 (第6の関係)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なHP作成のためのプロバイダへの支払等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品の経費（3	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		万円未満のものに限る。)・CD-ROM等の記録媒体(3万円未満のものに限る。)・試験等に用いる器具等(3万円未満のものに限る)	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費(ただし、基本料金は除く。)	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

			・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業実施計画の（変更）承認申請
について

平成〇〇年度において、高収益型畜産体制構築事業（実証支援事業又は全国推進事業）を実施したいので、高収益型畜産体制構築事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2170号農林水産事務次官依命通知）第8の1（第8の3）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

※関係書類として別添【実証支援事業】又は【全国推進事業】を添付すること。

別添【実証支援事業】

1 事業の目的

--

2 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円	円	円	

注：事業名には「検討会の開催」、「先進地域等の調査」、「収益力向上に向けた取組の実証」を記載する。

3 事業の内容

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 先進地域等の調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

注：目的は、調査地域の取組と本事業での取組計画との関連性を踏まえて記載する。

(3) 収益力向上に向けたクラスター協議会の取組の実証

取組内容	実施時期・回数

4 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標（目標値・現状値）	
検証方法	
その他事業実施による効果	

注：成果目標は、収益力向上に向けた取組により期待される高付加価値化、生産性向上、生産基盤強化、販路拡大等の定量的な指標に係る事業実施年度の3年後の目標値を記載する。検証方法は、上記の指標に係る現状値・事業実施年度の3年後の目標値を具体的に検証する手法を記載する。また、成果目標以外に期待される効果を記載する。なお、本事業の成果として、畜産クラスター計画の作成または畜産クラスター計画の見直しを行い、成果物として提出すること。

5 協議会の構成員・団体及び事業の執行体制

所属	構成又は人数	事業内容又は事業手続に係る役割

注：協議会を構成する全ての構成員・団体を記載する。

添付資料

1. 協議会の規約
2. ポンチ絵（事業内容、構成員、役割分担等）
3. 別表の細目を活用した事業費積算
4. 事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
5. 都道府県知事の意見

別添【全国推進事業】

1 事業の目的

--

2 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円	円	円	

注：事業名には、「推進会議の開催」、「国内・海外事例調査」、「普及活動員の養成」、「ブロック単位での普及活動」、「全国出張指導・普及推進」、「クラスター情報交換」、「中心的な経営体の育成」、「全国実態調査」を記載する。

3 事業の内容

(1) 推進会議の開催

開催回数	開催時期	開催場所	構成及び人数	会議の内容

(2) 国内・海外事例調査

調査地域	調査時期	調査員数	目的

報告書作成時期	作成部数	配布先

(3) 普及活動員の養成（研修会の開催）

開催回数	開催時期	開催場所	参集範囲及び人数	内容

(4) 各ブロック単位での畜産クラスター普及活動（セミナーの開催）

開催回数	開催時期	開催場所	参集範囲及び人数	内容

(5) 全国出張指導・普及推進

派遣人数	派遣回数	内容

(6) 畜産クラスターに係る情報交換

取組事項	実施回数 時 期	取組内容等

(7) 中心的な経営体の育成の推進

取組事項	実施回数 時 期	取組内容等

(8) 全国実態調査等

調査箇所数	調査先	調査内容等 (分析、情報発信等)

添付資料

公募要領に定める申請様式等

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業交付決定前着手届

高収益型畜産体制構築事業実施要領（平成26年3月24日付け25生畜第2170号農林水産事務次官依命通知）第8の4に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので下記のとおりお届けする。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

別添

区 分	事 業 費		着 手 年月日	完了予定 年月日
		うち国費		

理 由

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業実施状況の報告について

平成〇〇年度の高収益型畜産体制構築事業（実証支援事業又は全国推進事業）の実施状況について、高収益型畜産体制構築事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2170号農林水産事務次官依命通知）第10に基づき、下記のとおり報告する。

記

（事業実施計画に準じて作成する。）

なお、実証支援事業においては、成果物として畜産クラスター計画（案を含む）添付すること。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業成果状況の報告について

平成〇〇年度の高収益型畜産体制構築事業（実証支援事業又は全国推進事業）の成果状況について、高収益型畜産体制構築事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2170号農林水産事務次官依命通知）第11に基づき、別添のとおり報告する。

※関係書類として別添【実証支援事業】又は【全国推進事業】を添付すること。

別添【実証支援事業】

1 事業内容

--

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

3 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
検証方法	
その他事業実施による効果	
所見	

注1：事業内容及び成果目標の具体的な内容については、事業実施計画に記載した内容を記載する。

注2：その他事業実施による効果については、事業実施計画に記載した事業効果等について、その状況を記載する。

注3：所見は、達成状況が低い場合の改善策等を記載する。

注4：事業実施年度の翌年度から目標年度までの年度において、成果目標に関する取組の状況を報告する場合には、成果目標の「達成状況」を「取組状況」として取組状況等を記載し、検証方法等については省略することができる。

別添【全国推進事業】

1 事業内容

--

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

3 事業の成果について

内 容	事業成果

注1：内容には、取り組んだ事業毎の実績を記載する。（取組数により適宜欄を追加）

注2：事業成果には、自己評価を記載する。

4 事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。